

《短信：5.23 電力回答から判明した硫化水素問題の新事実》

かなり遅くなりましたが、東北電力に対する本年 5.13 付質問（2021.11.11 付質問に対する 12.2 回答を踏まえたもの：女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション）に対する 5.23 回答＜全内容は「風の会HP」7.19 新着情報：[質問書への回答 \(miyagi-kazenokai.com\)](http://miyagi-kazenokai.com)＞のうち、硫化水素問題に関する回答から判明した新たな事実を、いくつか簡単に紹介します。

まず、前号「気になる動き 97」や別稿《短信》との関係で特に紹介したいのは、質問 7 の「硫化水素濃度計の設置」＜2021.11.5 協定文書＞についてで、

b. 空気攪拌作業により硫化水素が流出する可能性のある 2 号機制御建屋 1 階の管理区域入退域エリアや 2 階の女性用更衣室等に硫化水素濃度計を設置し、雰囲気中の硫化水素濃度を常時計測・表示する。

「①いつ設置するのか、②測定値が基準を超えた場合・警報が出た場合の対応手順は作成したのか、③当該タンク（沈降分離槽）に排水配管が通じていると思われる 1 号機制御建屋（洗濯室付近）には濃度計を設置したのか、④事故直後に立ち入り禁止等の措置を講じた 1 号機廃棄物処理建屋内には濃度計を設置したのか」との質問に対し、東北電力の回答は「①については設置済み、②については設定値が基準を超えた場合、警報が出た場合の対応手順としては作成済み、③④は設置済み」とのことでした。

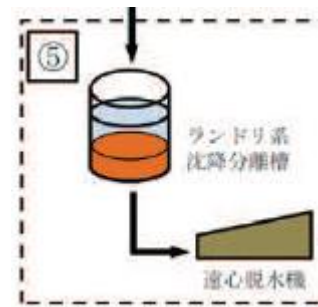
ここで注意したいのは、質問した「有毒ガスの発生源の近傍」及びその延長線上にある 2 号機制御建屋 1・2 階や 1 号機制御建屋（洗濯室付近）・廃棄物処理建屋への「検出・警報装置」の設置は既に済んでいるようですが、法（設置許可基準規則 26 条 3 項 1 号等）の求める運転員防護のための「中央制御室及びその近傍」等への設置は、今回の回答を見る限り（無申請・無認可の設置工事がなされていない限り）未了の可能性大で、現在も“再稼働の法的争点が残存”しているものと思われます。

また、質問 7 ③回答の「1 号機制御建屋（洗濯室付近）への濃度計設置」という事実より、また、質問 6 に対する「今回策定した再発防止策を講じることにより、1 号機制御建屋の硫化水素の流出も防止できると判断しています」という回答や、質問 12 に対する「1 号機、2 号機、どちらの制御建屋へも影響を与えないように、空気攪拌作業による硫化水素の発生抑制作業を行うこと及び空気攪拌を行う際の安全確保対策、こちらを定めた」という回答からも、今回の質疑応答でも頑なにそれを認めることを拒んでいた「1 号機制御建屋への同様の流入可能性」があったことは明らかです。そして、2 号機・1 号機への『流出有無の差異の原因・機構』をきちんと検証すれば、より適切な再発防止策が構築できることは明らかですが、東北電力は『電力・電中研理論（硫化水素大量蓄積・発生が原因）』の破綻や 1 号機への影響波及を恐れ、真相を自ら公表せず検証もしていないことから、「今回策定した再発防止策」で「1 号機制御建屋の硫化水素の流出も防止できる」という根拠は全くありません。

一方、規制委・規制庁も、本件事故そのものを軽視し、2 号機の有毒ガス防護申請に安易に合格を与えており、ましてや廃炉予定の 1 号機は「実用発電用原子炉施設」ではなく有毒ガス防護のバックフィット対象外？のためか、その流出可能性には全く

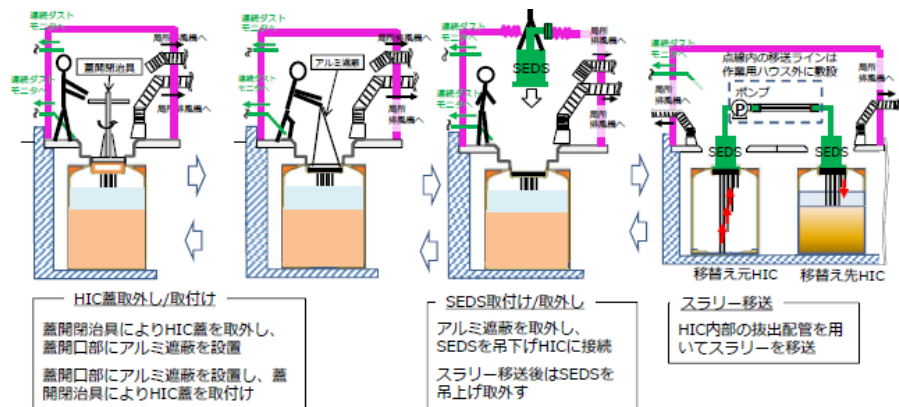
注意を払っていませんが、でも、(大量の使用済み核燃料を管理している) 運転員らの有毒ガス防護は必要なはずなので、1号機の設置許可・廃炉許可との関連からも問題視し続ける必要があると思います。

次に、質問3③の沈降分離槽からのスラッジ排出方法(=遠心脱水機への移送方法)に対する回答では、「当該タンクに接続するポンプで攪拌しながら遠心脱水機に移送」「スラッジは日々実施している空気攪拌作業によりほぐしております」と、具体的説明を回避しました。また、質問13に対する回答では、「2018年6月にランドリドレンタンクからの水移送を行っていた際に、タンク周辺で硫化水素が確認された」と述べています。



これらから推測すれば、「当初の設計・想定ミス」でタンクには排出用配管(上部に上澄水用、底部にスラッジ用)が設置されておらず、『鳴り砂 No.298 (気になる動き 96-6)』で紹介した「福島第一原発方式」【2021. 12. 20 第96回特定原子力施設監視・評価検討会：東電資料1-1の2枚目の図を再掲】のような手作業(家庭で灯油を貯蔵用ポリタンクから燃料タンクに移す時と同様)で水・スラッジを移送容器に移して排出しているのではないのでしょうか。硫化水素発生がなければ、それも一つの作業方法として成り立つでしょうが、想定外?に硫化水素が発生している現状を踏まえれば、タンクを改造し、安全な密閉移送・配管移送を行なうべきで、それこそが真の

労災再発防止策のほ



ずです。そして、そのように手間と硫化水素漏洩・吸引の危険性がある排出作業を行っているが故に、スラッジ減容にかなり時間がかかっているのではないのでしょうか。

なお、質問3②に対する回答で、「硫化水素の発生源となるスラッジの貯留量を可能な限り少なくすること及び当該タンク内の嫌気性環境改善のため、空気攪拌作業頻度を硫化水素濃度の測定結果に応じて適宜見直すこと。これらを行うことで、硫化水素の発生を制御する」とか「スラッジ貯留量の管理値については、過去の実績を踏まえた目安として50立米に設定しましたが、硫化水素の発生、抑制状況に応じて見直す」としてありますので、少なくとも女川2再稼働予定の2024年11月時点では「スラッジ貯留量は50 m³以下」でなければならないはずで、その確認・情報公開も必要です。

その他、私たちからの大半の質問・推論に対し、残念ながら東北電力は、真正面からの反論(実測データに基づく定量的反論)を全くしませんでしたが、硫化水素濃度

や空気注入量・設定排気量などの具体的なデータを一つでも公表すれば、“芋づる式”に自らの誤り・単純ミス・再発防止策の虚構性などが“誰の目にも”明らかになることから、あえて黙殺しているものと思われまます（訴訟準備のための求釈明などでしかそれらの情報入手・不明点解消はできないのでしょうか）。

最後に、5.23 回答で目に付いた「規制委への配慮・忖度」について指摘します。

質問 1 への回答で、再稼働申請時の共用設備の説明で「ランドリドレン処理系」が含まれることを「明確にしていまませんでした」と弁解していますが、“確認ミス”により「抜け落ちた」ことは明らかで（「セメント固化装置」等は明確に挙げています）、一方で、規制委も単純な「抜け落ち」に気付かず、再稼働審査の杜撰さを象徴していますが、東北電力はそのような規制委をかばっているようです。

同じく、質問 3 ①への回答で「今年の 3 月 3 日の有毒ガス防護に関わる設置変更許可申請の審査会合において、原子力規制庁からは大きな論点はないと見解が示され、その後の 4 月 27 日の原子力規制委員会において審査書案が審議され、コメントなく了承されています」と述べ、同じく質問 9 への回答では、改めて『毒ガスガイド』の不備のある規定を根拠に、「洗濯廃液貯留タンクについては、規制当局も硫化水素の貯蔵施設には該当しないとの見解を示しています」「当該タンク内で発生する硫化水素については、女川 2 号機の適合性審査において、硫化水素発生メカニズムや、昨年 7 月 12 日に発生した事象の再発防止対策と水平展開について説明し、原子力規制委員会にご確認をいただいたところです」と述べていますが、規制委・規制庁には硫化水素発生の根本原因を解明する科学的力量はなく、東北電力の非科学的説明・『理論』を鵜呑みにしたことは明らかで、規制委への非科学的な説明で合格を得たことをもって再発防止策の安全性が確保されたことにはなりません。また、詭弁を見抜けなかった規制委・規制庁に、繰り返し責任転嫁していますが、原子力の安全確保・損害賠償の責任は最終的に事業者にあることを自覚すべきです。

その点、質問 11 への回答で、「2 号機制御建屋の女性用更衣室にある排水桝などを床ドレン配管と表現されたものと推測しています」と、規制庁の単なる誤記載・誤認識を‘オブラートで包んだ表現’で擁護していますが、福島第一原発事故の関連訴訟で国は最終的に規制側の責任を認めず事業者責任を言い募っていることに鑑みれば、無駄な配慮（ご機嫌取り）だと思えます。

<2022.11.12 完 仙台原子力問題研究グループ I >